

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊 藤 正 経

路 線 名	県道広木折原線
供用開始の区間	児玉郡美里町大字円良田字笹平 一四〇一番一地先から 同郡同町大字円良田字笹平 一四一五番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)
供用開始の期日	令和八年十月九日
備 考	令和元年十二月六日付け埼玉県本 庄県土整備事務所長告示第十号で 告示した道路予定区域の一部供用 開始である。 延長一八三・一〇メートル